ハザードマップの見方　もっと詳しく知りたい人向け

次の３つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

❶ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

（入っていると…）

流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

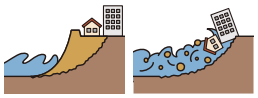

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

❷ 浸水深より居室は高い

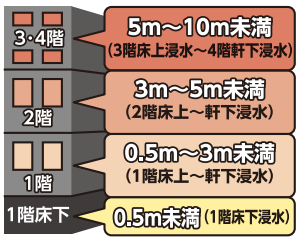

❸ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分

（十分じゃないと…）

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※❶家屋倒壊等氾濫想定区域や❸水がひくまでの時間（浸水継続時間）はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには❶及び❸の記載はありません。

警戒レベル３や警戒レベル４が出たら、危険な場所から避難しましょう。

「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

避難先は小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

茨城西南広域消防本部　災害救助活動

熱海市の土砂災害現場に緊急消防援助隊が出動しました

７月３日に発生した静岡県熱海市伊豆山地区の土石流災害現場に、茨城県大隊として茨城西南広域消防本部の消防職員が出動しました。

出動は、総務省消防庁から茨城県に対する緊急消防援助隊の出動指示の発令によるもので、茨城県は７月20日～26日の７日間に、県内17の消防本部からあわせて191名、茨城西南広域消防本部からは19名が熱海市に派遣されました。

現地は多くの家屋が押し流され、住宅などに大量の土砂やがれきが入り込んでいる状況の中、隊員たちは二次災害に注意しながら、土砂やがれきの撤去と行方不明者の捜索などを行いました。

活動を行った隊員は、「現場の状況は報道で見るより凄惨な状況でした。今回の経験や反省を今後の活動に繋げたい。被災地の一日も早い復旧と復興を心よりお祈り申し上げます。」と話していました。

はがきで「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」は架空請求詐欺です